

添付法令資料 2 :

地熱利用活動のための物品輸入に対する関税の免除及び／又は輸入関連税の
非徴収に関する 2019 年 12 月 31 日付インドネシア共和国財務大臣規則
No.218/PMK.04/2019 (目次)
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 通関及び税務の取扱い
 - 第 1 節 関税の免除及び／又は輸入関連税の非徴収 (第 2 条及び第 3 条)
 - 第 2 節 関税の免除を受けるための申請手続 (第 4 条及び第 5 条)
 - 第 3 節 期間 (第 6 条)
- 第 3 章 輸入品の搬入
 - 第 1 節 優遇物品の輸入 (第 7 条ないし第 10 条)
- 第 4 章 関税の免除に関する財務大臣の決定に対する変更 (第 11 条及び第 12 条)
- 第 5 章 譲渡
 - 第 1 節 譲渡期間 (第 13 条)
 - 第 2 節 譲渡許可申請 (第 14 条ないし第 16 条)
 - 第 3 節 関税及び輸入関連税の賦課 (第 17 条)
 - 第 4 節 関税及び輸入関連税の支払 (第 18 条)
 - 第 5 節 譲渡の処理 (第 19 条)
 - 第 6 節 国有物品の譲渡 (第 20 条)
- 第 6 章 廃棄
 - 第 1 節 廃棄許可申請 (第 21 条ないし第 24 条)
 - 第 2 節 廃棄の実行 (第 25 条)
 - 第 3 節 廃棄が行われた後もなお経済的価値を有する、関税免除を受けた輸入品
に対する取扱い (第 26 条)
- 第 7 章 義務
 - 第 1 節 実績報告書の提出義務 (第 27 条)
 - 第 2 節 帳簿管理義務 (第 28 条)
 - 第 3 節 書面、決定書及び輸入実績報告書の提出 (第 29 条)
- 第 8 章 監督
 - 第 1 節 割当削減結果による輸入実績報告書に対する調査 (第 30 条)
 - 第 2 節 監査 (第 31 条)
 - 第 3 節 監視及び評価 (第 32 条)
- 第 9 章 制裁 (第 33 条)
- 第 10 章 雑則 (第 34 条)
- 第 11 章 経過規定 (第 35 条)
- 第 12 章 終則 (第 36 条及び第 37 条)